平成２４年（フ）第３４５８号
東京都板橋区上板橋２丁目30―６
債務者　今村　文彦
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４５９号
東京都豊島区上池袋１丁目10―６―1001
債務者　山田　　一
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４６１号
埼玉県川越市清水町16―１―301
債務者　山野井亮雅
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４６２号
埼玉県川越市清水町16―１―301
債務者　山野井紀普
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４７３号
東京都小金井市東町５丁目９―15―202
債務者　永田　　司
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３５３８号
東京都杉並区和泉３丁目１―１　クリスタルコーポ永福
債務者　長友　憲貴
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３５３９号
東京都杉並区和泉３丁目１―１　クリスタルコーポ永福
債務者　長瀬　幸江
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３５５６号
東京都文京区大塚４丁目43―７　菅谷方102
債務者　マ　キン　キン　ソウ
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３５６７号
東京都東村山市美住町１丁目３　美住町１丁目第２アパート１―303
債務者　鈴木　洋子
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３６２９号
東京都台東区谷中７丁目18―27
債務者　深川　　拓
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３６３２号
東京都足立区青井５丁目11―27―403
債務者　甲斐エミ子
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３６３５号
東京都足立区栗原２丁目24―19―103
債務者　深水　辰雄
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３６３８号
東京都足立区柳原２丁目40―４―102
債務者　佐々木慶悟
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３６４０号
東京都港区白金１丁目25―24―506
債務者　平大路麻由
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３６４１号
東京都港区白金１丁目25―24―506
債務者　平大路拓也
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３６４２号
東京都東大和市仲原２丁目４―26
債務者　永山　　孝
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部